

第 4 編 災害復旧・復興対策編

第4編 災害復旧・復興対策編

大規模な地震、大雨や台風などによる災害発生後における、市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について基本的な計画を定める。

なお、以下、実施担当部局に示す（ ）内の名称は、河内長野市災害対策本部が組織された場合の名称である。

第4編 災害復旧・復興対策編	
第1章 被災者の生活再建支援	
第1節	住宅を確保する…………… 4-1
第2節	被災者の生活を確保する…………… 4-4
第3節	激甚災害の指定を受ける…………… 4-9
第2章 地域支援	
第1節	農産物災害応急対策を確立する…………… 4-10
第2節	中小企業の復興支援を行う…………… 4-11
第3節	農林業関係者の復興支援を行う…………… 4-12
第3章 復興	
第1節	復興の基本方針を作成する…………… 4-14

第1章 被災者の生活再建支援

第1節 住宅を確保する

実施担当部局 交通・住宅部

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することが出来なくなった者及びそのままでは当面日常生活を営むことが出来ない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによる。府及び市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

〔体系〕

第1節 住宅を確保する
1. 住宅対策を実施する
2. 公共住宅への一時入居を実施する
3. 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う
4. 住宅の確保・支援を行う

1. 住宅対策を実施する

【交通・住宅部】

(1) 住宅対策の種類と順序

① 災害後直ちに着手する必要があるもの

- ア 避難所の設置による被災者の応急収容
(第3編・災害応急対策編第8章第2節「1. 避難所を開設する」)
- イ 空き家のあっせん
- ウ 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- エ 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- オ 建設基準法による被災市街地の建築制限又は禁止区域の指定
- カ 住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当、あっせん

② ①の対策に引き続き、できるだけ早く検討、実施すべきもの

- ア 独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅の復興及びマイホーム新築資金貸付(特別貸付)
- イ 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- ウ 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- エ り災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
- オ 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- カ 民間住宅の復興に対する支援

2. 公共住宅への一時入居を実施する

【交通・住宅部】

(1) 対象

応急仮設住宅の建設の進捗状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、府内各市町営住宅・住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

(2) 募集

ア 市営住宅は都市づくり部（交通・住宅部）が、募集を行う。その他の住宅も都市づくり部（交通・住宅部）が要請を行う。

イ 都市づくり部（交通・住宅部）は、市民への情報提供や相談に対応する。

3. 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う

【交通・住宅部】

(1) 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、府が、自らの責任で行うのが原則であるが、市長に委任された場合は、次の要領で行う。

(2) 対象者

① 応急仮設住宅の供与

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること

② 入居者の選定方法

入居者の選定に当たっては、民生委員等の協力を得て、被災者の資力その他条件を充分調査するとともに、府の委任を受けて市長が実施する。選考にあたっては高齢者、障がい者を優先する。

③ 応急仮設住宅の設置戸数・規模・費用の限度・期間等については、災害救助法の定めるところによる。

(3) 応急仮設住宅の提供

① 建設予定地の選択方法・基準

建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）の建設用地は、安全、保健衛生上適切な場所として、予定地の中から災害状況を勘案して適切な場所を選定する。

② 建設資機材及び業者の確保

建設型応急住宅の建設に当たっては、建設業者等に協力を要請する。また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。なお、市だけでは、対応できない場合は、他の市町村や府に応援を要請する。

③ 建設資材の調達

都市づくり部（交通・住宅部）は請負業者の手持資材が不足するとき、又は調達困難な場合は府に対し調達あっせんを依頼する。

④ 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合や、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

⑤ 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を基本とし、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

⑥ その他

- ア 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- イ 入居者に応急仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- ウ 高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

(4) 住宅の応急修理等

① 対象者

災害により準半壊以上の住家被害を受け、自らの資力では応急修理することができない者。ただし、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者であり、かつ、応急仮設住宅を利用しない者に限る。

② 修理の方法

- ア 修理の範囲は、屋根、壁、床等、日常生活に必要欠くことのできない部分であり、より緊急を要する箇所について実施する。
- イ 修理は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。
- ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しない場合に対象となる。

③ 費用の限度額

住宅の応急修理の費用の限度額は、災害救助法が定めるところにより、以下のとおりである。

損害	費用の限度額	備考
大規模半壊、中規模半壊、半壊	595,000円	
準半壊	300,000円	

4. 住宅の確保・支援を行う

【交通・住宅部】

府及び市は、関係機関と連携し、災害ですまいを失った世帯の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

(1) 相談窓口の設置

住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談、情報
- イ 住宅修繕などに関する相談、情報
- ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談、情報
- エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談、情報

(2) 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を

推進する。

(3) 公営住宅の供給促進

民間、住宅供給公社、都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給を図る。

① 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空家活用

既存の空家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として活用できるよう配慮する。

② 災害公営住宅の建設

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を建設する。

③ 特定優良賃貸住宅のあっせん

自力での住宅確保が困難な被災者に対して優良賃貸住宅のあっせんを行う。

④ 宅建協会との協定

大規模な災害が発生した際、住宅の情報提供や媒介等に関して協力を得る。

(4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(5) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

* 資料13-2 応急仮設住宅建設候補地

第2節 被災者の生活を確保する

実施担当部局	全部局
--------	-----

市は、被災者が被った被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん・住宅の確保等を行う。

府及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

[体系]

第2節 被災者の生活を確保する	
1.	災害弔慰金等を支給する
2.	罹災証明書を交付する
3.	被災者生活再建支援金を支給する

4. 災害援護資金・生活資金等を貸付する
5. 租税等の減免及び徴収猶予等の措置を行う
6. 医療費の負担等を行う
7. 雇用機会を確保する

1. 災害弔慰金等を支給する

【生活部、総務部本部班】

(1) 災害弔慰金及び災害傷害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

① 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ア 市域において5世帯以上の住家が滅失した災害
- イ 府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

② 次の場合、支給を制限する。

- ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
- イ 別に給付金が支給される場合

③ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同じくしている者に限る)にのいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

④ 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2. 罹災証明書を交付する

【総務部・生活部】

(1) 罹災証明書の交付

市は、市域にかかる災害が発生した場合において、当該災害の被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害その他市が定める種類の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。なお、平成28年の熊本地震や、平成30年の大阪北部地震等の災害において、罹災証明書の交付が遅れた結果、被災者の生活再建が遅れた事例があったことを踏まえ、すみやかに交付できる体制の構築に努める。

住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(2) 罹災証明書交付の実施体制の確保

① 市の実施体制及び関係機関との連携

令和元年台風第15号を契機として、住家の損害判定に「準半壊」が追加され、住家の被害認定調査件数の増加が見込まれることを踏まえて、市は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、税務課などの家屋調査の知識を有する職員を多く配置するとともに、(1)による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、

他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

② 被害調査における写真等の活用

住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

③ 被災者台帳の活用

個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3. 被災者生活再建支援金を支給する

【生活部、総務部、交通・住宅部】

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

① 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

② 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次の通りである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア又はイの市町村を含む都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

③ 支給対象世帯

ア 自然災害により、住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

④ 支給金額

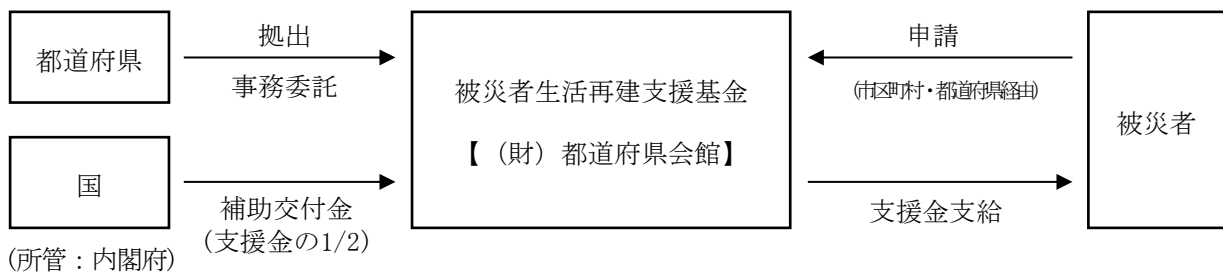
支給額は、以下の基礎支援金と加算支援金の合計金額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	損害割合	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃貸
全壊	50%以上	100万円	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	40～50%未満	50万円	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	30～40%未満	なし	100万円	50万円	25万円
半壊	20～30%未満	なし	なし	なし	なし

⑤ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図の通り。



4. 災害援護資金・生活資金等を貸付する

【生活部】

市及び河内長野市社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

河内長野市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得者に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

5. 租税等の減免及び徴収猶予等の措置を行う

【生活部、総務部】

(1) 市税の徴収猶予及び減免措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は河内長野市市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。具体的な措置の実施は、税務課が担当する。

① 納期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、市税の納期限を延長する。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

③ 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

④ 減免等

被災した納税義務者等に対し必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納付（納入）義務の免除を行う。

(2) 国税及び府税の減免措置

国及び府は、被災者の納付（納入）すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延長、徴収の猶予、滞納処分の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

6. 医療費の負担等を行う

【生活部】

市は、必要に応じ、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における医療負担及び保険料の減免等を図る。

7. 雇用機会を確保する

【生活部】

府は、関係機関と協力して、次の事項をもって、被災事業者の雇用の確保、災害により離職した者に対する適職への就職あっせんに努める。

- (1) 公共職業安定所によるあっせん
- (2) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置
- (3) 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止

* 条例3 河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

第3節 激甚災害の指定を受ける

実施担当部局	全部局
--------	-----

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次の通りである。

[体系]

第3節 激甚災害の指定を受ける	
1.	激甚災害指定による財政援助を受ける
2.	特定大規模災害時に支援を要請する

1. 激甚災害指定による財政援助を受ける

【全部局】

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の財政援助
- (4) その他の財政援助及び助成

2. 特定大規模災害時に支援を要請する

【全部局】

府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村又は市町村長から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村又は市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市町村に対する支援を行う。

第2章 地域支援

第1節 農産物災害応急対策を確立する

実施担当部局 食糧日用品部

災害時において農林業用施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

[体系]

第1節 農産物災害応急対策を確立する
1. 農業用施設応急対策を実施する
2. 農作物応急対策を実施する
3. 林産物応急対策を実施する
4. 畜産等応急対策を実施する

1. 農業用施設応急対策を実施する

【食糧日用品部】

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上で応急対策を実施する。

2. 農作物応急対策を実施する

【食糧日用品部】

(1) 災害対策技術の指導

地割れなどにより農地、農業用施設及び農作物に被害が生じた時は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や被害を最小限に食い止めるための技術指導等を、大阪府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに農業団体等と協力して実施する。

(2) 水稻種子の確保、あっせん

必要に応じ、水稻種子のあっせんを府を通じて大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

(3) 病虫害の防除

農作物の各種病虫害の防除については、大阪府病虫害防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

3. 林産物応急対策を実施する

【食糧日用品部】

(1) 技術指導等

- ア 大阪府森林組合の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- イ 被災造林地において、幼齢林の倒木起こし作業等の補助事業の実施により早期復旧を図る。
- ウ 浸冠水した苗畑において、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

(2) 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

4. 畜産等応急対策を実施する

【食糧日用品部】

- (1) 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- (2) 一般の疾病の発生については、市の獣医師と協力し治療にあたる。
- (3) 伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指示によって実施する。なお、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- (4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第2節 中小企業の復興支援を行う

実施担当部局 食糧日用品部

災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられるが、市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

[体系]

第2節 中小企業の復興支援を行う
1. 資金需要の把握・調査等を行う
2. 資金の融資措置を行う
3. 中小企業者に対する金融制度を周知する

1. 資金需要の把握・調査等を行う

【食糧日用品部】

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。また、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

2. 資金の融資措置を行う

【食糧日用品部】

府及び金融機関が行う災害復興資金融資制度などに協力し、被災した中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定に努める。

(1) 政府系金融機関の融資

① 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

② 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被害中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

(2) 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

3. 中小企業者に対する金融制度を周知する

【食糧日用品部】

市は、商工会やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第3節 農林業関係者の復興支援を行う

実施担当部局

食糧日用品部

災害により被害を受けた農林業者又は組合等に対し復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、府は政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう対処するが、市は、これらの融資制度についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

[体系]

第3節 農林業関係者の復興支援を行う
1. 資金需要の把握・調査を行う
2. 資金の融資措置を行う
3. 融資制度を周知する

1. 資金需要の把握・調査を行う

【食糧日用品部】

府が行う農林関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を設ける。

2. 資金の融資措置を行う

【食糧日用品部】

市は、農業協同組合等の協力を得て、被災した農林業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

(1) 天災融資資金（天災融資法）

ア 融資機関は、農林関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

イ 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2) 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

(3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

3. 融資制度を周知する

【食糧日用品部】

市は、農林業関係団体を通じて、国・府が行う災害により被害を受けた農林業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

第3章 復興

第1節 復興の基本方針を作成する

実施担当部局 全部局

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざすものとする。

[体系]

第1節 復興の基本方針を作成する
1. 基本方針を決定する
2. 原状に復旧する
3. 被害を調査する
4. 復興計画を作成する
5. 公共施設等を復旧する

1. 基本方針を決定する

【全部局】

市及び府は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の振興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災者の生活再建と被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧を行うべきか将来の災害の予防も含めた中期的課題の解決を図る計画的復興の検討を行い、災害復興方針を策定する。被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

また府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

2. 原状に復旧する

【全部局】

原状復旧を基本とする場合は、将来の災害を防止できるように可能な限り改良復旧を行う。

3. 被害を調査する

【全部局】

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、速やかに府に報告する。

4. 復興計画を作成する

【全部局】

復興計画は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の活性化、公共施設の復興、市民に対する地域魅力の再興、災害に強いまちづくりをめざし、市民と行政が協同して復興に立ち上がる計画である。

(1) 復興基本方針

① 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

② 計画策定の趣旨

市総合計画や防災に関する基本方針等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

ア 地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤などの改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害防止の配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

イ 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国との連携などの体制整備を行う。

ウ 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざすよう努める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を基本とし、併せて、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進するものとする。

(2) 災害復興本部

災害復興計画の策定にあたっては、市長を本部長として災害復興本部を設置し、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局は、危機管理課と総合財政部を主体とする。

(3) 復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりをめざし、基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を市民及び関係機関の代表者により設置する。

5. 公共施設等を復旧する

【全部局】

(1) 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。